

第7期第1回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月20日(火) 午後1時30分から午後3時12分

2. 開催場所 むかわ町議会議事堂

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	小岸元氣	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野薰	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤勝	△	15番	林利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

- 第1 選挙第1号 むかわ町農業委員会会長の互選に関する件
- 第2 選挙第2号 むかわ町農業委員会会長職務代理者の互選に関する件
- 第3 議席の決定に関する件
- 第4 地区委員会委員の指名に関する件
- 第5 地区委員会委員長及び副委員長の互選に関する件
- 第6 議事録署名委員の指名
- 第7 会期の決定
- 第8 報告第1号 地区委員会の結果に関する件
- 第9 報告第2号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件
- 第10 報告第3号 農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件
- 第11 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)
の決定に関する件
- 第12 議案第2号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助
穂別支局－支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長	<p>只今から、第7期第1回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は26名です。欠席委員は、仮議席番号4番、梅藤委員の1名でございます。皆様が着席されているのは仮議席であり、のちほど議席の指定を行います。</p> <p>また、今回は委員の任期満了による任命後の最初に行われる総会でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項に基づき町長からの召集であります。</p> <p>総会の開会にあたり、町長からご挨拶をお願いいたします。</p>
町長	<p>皆さん改めまして、こんにちは。今日も気温が上がってきてるかと思います。大変お疲れ様でございます。進行の方からもありましたように本日につきましては、委員それぞれの任期満了に伴う最初の総会でございます。こちらの方で招集ということでございますので、臨時議長が決まりますまで座長というのを務めさせていただきたいかと思います。</p> <p>改めまして、27名の農業委員会委員の皆様におかれましては、それぞれ地域農業振興に向けて、この間の蓄積されてきております皆さんの知見をもってどうぞ今後もよろしくお願いを申し上げるものでございます。</p> <p>さて、相変わらず毎日の話題を独占しておりますこれからも予断の許さない新型コロナウィルス感染症でございます。ご案内のとおり町内の関係では約50日間に亘ります高齢者施設での集団感染、施設の皆さん、そして地元の医療スタッフの皆さん、連日の献身的な現場対応とともに、北海道さらには保健所の皆さんとの連携を図り、7月9日に終息に至っているところでございます。先週、私も施設の方に訪問させていただき、関係者の皆さん、そして入所者の皆さんに直接お会いをさせていただきました。一言ですけども慰労とお礼の言葉を申し上げさせていただいたところでもございます。今後につきましても実態把握というのでしょうか、こういった教訓を踏まえた感染症対策のこれから対策対応の充実が必要と捉えているところでもございます。</p> <p>なお先般もふれさせていただきましたが、今月中に65歳以上の集団接種、これを町として終えまして、65歳未満の方々は、今月の下旬から開始し、なんとかワクチンの町としての供給量、これを確保しながら9月中には希望者全ての接種を完了予定しているところでもございます。一日でも早くということで今、努力しておりますので、ご理解を願いたいかと思います。お互いを守る引き続きの感染予防の徹底に改めてご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げるものでございます。</p> <p>コロナ禍の関係では、世界の各国におきましても経済の格差がある国においては、暴動に拍車をかけるような動きもみられているかと思います。情勢が非常に不安定さを増す中で国内の農業でございますが、とりわけ業務用需要の激減というのでしょうか、こういったところも踏まえ、過剰の在庫とそして米価の下落というのも懸念されているかと思います。地元の関係機関の皆さんとさらに連携を図りながら適宜対策要請に今後においても務めていきたいと考えております。そのような中でございますけども、言わずもがな農地の確保そして農地の有効利用、また担い手の育成と確保というのでしょうか農業委員会の皆さんを持つ役割というのは今後も大きなものがあるかと思います。災害により強い次世代に繋ぐ地域の農業そして農村の実現に向け、農業委員会の皆さん活動のさらなる活発化としてご隆盛、さらにご家族の皆さんのご健勝とこれからの天変地異というのが穏やかで豊穣の秋というのがしっかりと迎えられますこと、そしてコロ</p>

町 長	ナ禍が少しでも落ち着き、皆さんとの慰労を兼ねた意見交換の場というのが是非設けられますことを願いまして一言今後に向けてのお願いも含めてのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。
事務局長	ここで、委員の皆さんと事務局職員の紹介をしていただきます。まず最初に農業委員の議席番号の高い藤江委員から、次に26番・中島委員の順番で自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。
委員(◎全員)	— 委員自己紹介終了 —
事務局長	ありがとうございました。次に事務局の自己紹介をいたします。
事務局全員	— 事務局自己紹介終了 —
事務局長	以上で自己紹介を終了いたします。この後につきましては、町長が座長になり進行をお願いいたします。
町 長	それでは、ここで議長を選出することといたします。地方自治法第107条に準じまして、年長の委員に臨時の議長をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
町 長	それでは、山本好一委員を臨時の議長として指名しますのでよろしくお願ひします。
事務局長	町長は、この後、公務のため、ここで退席させていただきます。
町 長	それでは、どうぞ宜しくお願いいいたします。
	— 町長 退席 —
臨時議長	町長から臨時の議長に指名されたので、会長が決定するまでの間、臨時の議長を私、山本が努めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。なお、町長のお話にもありましたように本日の服装ですが、上着の着用は自由とさせていただきます。よろしくお願ひします。
	それでは、会議に入ります。日程第1 選挙第1号「むかわ町農業委員会会長の互選に関する件」を議題といたします。事務局から選挙の方法について説明願います。
事務局長	選挙第1号 むかわ町農業委員会会長の互選に関する件についてご説明申し上げます。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定では、会長は委員が互選した者をもって充てることとされております。なお、地方自治法第118条第2項を準用すると、委員に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができるとなっております。
	この場合、同法第3項では、指名された方を当選人と定めるべきかは、会議において

事務局長	当選の決定をすることと規定されております。以上、互選について選挙を行うか、指名推薦により決定するか、2とおりの方法によることとなりますので、ご決定のほどよろしくお願ひ申し上げます。
臨時議長	事務局の説明が終わりました。 お諮りします。会長の互選について、投票による選挙、または指名推薦による方法のどちらがよろしいかお諮りします。
毛利委員	会長の互選については、指名推薦による方法がよろしいかと思います。 会長として推薦する者は、選考委員会を設置して、その中で指名推薦を選出することでお願いしたいと存じます。
臨時議長	ただいま、毛利委員から提案がありましたが、ほかにありませんか。
◎	(ありません)
臨時議長	ほかにないようなので選考委員会を設置し、指名推薦による方法としてよろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
臨時議長	異議なしと認めます。次に、選考委員の数と指名について、お諮りします。
佐田委員	選考委員の人数は、川西地区2名・川東地区2名・穂別地区3名の7名として、選考委員の指名は議長に一任したいと思います。
臨時議長	ただいま、佐田委員から、選考委員は、川西地区2名・川東地区2名・穂別地区3名の7名とし、指名は議長に一任するという提案がございました。これに異議はありませんか。
◎	(異議なし)
臨時議長	異議なしと認めます。それでは選考委員は、次の方々を指名いたします。 22番 貞廣委員、21番 伊藤委員、20番 中澤委員、18番 森山委員、17番 藤岡委員、14番 清野委員、11番 山谷委員。 選考委員の皆さんには、別室で会長として指名推薦する者を選考してください。 なお、選考委員長は選考委員の中から互選により選出をお願いします。 会議は、しばらく休憩します。再開は、2時10分からとします。(13時55分)
－ 休憩 (会長の指名推薦選考委員会) －	
臨時議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14時10分)

臨時議長 選考委員会で委員長になられた方から指名推薦する者を公表してください。

選考委員長 ただいま、別室で慎重に審議した結果、全員の満場一致で、中島勝美委員を会長として推薦することとなりました。委員の皆様の同意をいただきますようよろしくお願ひいたします。

臨時議長 ただ今、選考委員長から報告がありましたが、中島勝美委員を会長の当選人と定めることに異議はありませんか。

(異議なし)

臨時議長 異議なしと認めます。全員の同意を得ましたので、中島勝美委員をむかわ町農業委員会会长の当選人として決定いたします。

なお、会長は、一般社団法人北海道農業会議の会員として引き続き選任されますのでご了承願います。また、平成30年6月から、北海道農業者年金協議会副会長をむかわ町が担うこととされており、こちらも中島会長が担いますので併せてご了承願います。

会長が決定しましたので、議長を交代します。ここまで進行について皆さんのご協力心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

事務局長 それでは、会長就任のご挨拶、そして引き続き会議の進行をお願いいたします。

会長 それでは就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

先ほど選考委員の方々に別室におかれまして、慎重審議をいただき、私を指名してくださったということに今後の会長職としての責任を改めて痛感しているところでございます。また、今回4名の方が代わったということで、また3年間やっていくわけですが皆さんにおかれましては、農業委員会ではなく、ほかの役職ももっている中で、色々と忙しい日々を過ごすのかなという感じもしております。そういう中で健康には十分気を付けながら、そしてこの農業委員会を皆さんのご理解とご協力をいただきながら3年間務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 それでは、引き続き会議を行います。

日程第2 選挙第2号「むかわ町農業委員会会长職務代理者の互選に関する件」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局長 選挙第2号 むかわ町農業委員会会长職務代理者の互選に関する件についてご説明いたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定では、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理することとされております。

また、むかわ町農業委員会会議規則第15条第2項では、会長職務代理者は、あらかじめ互選しておくことが出来ると定められております。従いまして、本総会において、あらかじめ会長職務代理者を決定していただくよう提案するものであります。

なお、互選については 先ほどの選挙第1号会長の互選と同様でありますので説明は省略させていただきますがよろしくお願ひ申し上げます。

議長	事務局の説明が終わりました。 会長職務代理者を本総会で互選することについて、異議はありませんか。
◎	(異議なし)
事務局長	異議なしと認めます。そのように決定しました。 お諮りします。互選の方法は、会長互選と同様に行なうことでご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。従いまして、本総会において会長職務代理者を互選することとし、方法は、選考委員会を設置し、その中で指名推薦することに決定しました。 選考委員会は、選挙第1号で指名された委員にお願いします。 選考委員の皆さんには、別室で会長職務代理者として、指名推薦する者を選考してください。会議は、しばらく休憩します。 (14時15分)
— 休憩（会長職務代理者の指名推薦選考委員会） —	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14時20分) 選考委員会で委員長を、務められた方から指名推薦する者を公表してください。
選考委員長	ただいま、別室で慎重に審議した結果、全員一致で、佐々木保成委員を会長職務代理者として推薦することといたします。委員全員の同意をいただきますようよろしくお願ひいたします。ひとつ加えたいのですが、佐々木委員は、鶴川地区の委員ですが、穂別の地区委員会にも出席することとなります。そういう点では忙しくなるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、選考委員長から報告がありましたが、佐々木委員を会長職務代理者の当選人と定めることに異議はありませんか。
◎	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。全員の同意を得ましたので、佐々木委員をむかわ町農業委員会会長職務代理者の当選人として決定いたします。 就任のご挨拶をいただきたいと存じます。
会長職務代理者	ただ今、推薦を受けて会長職務代理者ということで、今回与えられた責務をはたしたいと思います。皆様にお力添えをいただきながら進めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。
議長	よろしくお願ひいたします。 それでは引き続き会議を行います。

議長　　日程第3「議席の決定に関する件」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局長　議案書の3ページをお開き願います。

議席の決定に関する件でございますが、本件につきましては、むかわ町農業委員会會議規則第7条の規定で、あらかじめくじで定めることとされておりますが、農業委員会の第1期からの先例によりまして、まず、26番議席を会長職務代理者とし、27番議席を会長とさせていただきます。

次に、1番から25番までの議席については、通算で当選回数及び選任回数の若い順を基準とし、同数の場合は経験年数、さらには年齢の若い順にくじを引いていただきます。本日の会議資料にくじ引きのリストを配付してございます。従いまして、次に申し上げるグループごとにくじを引いていただくことになります。

— くじ引き用名簿により　グループ別氏名発表 —

議長　　事務局の説明が終わりました。

議席の決定については、先例に従って行うこととして、これからそれぞれくじを引いていただきます。

その間会議は、しばらく休憩します。

(14時25分)

— 休憩（くじ引き） —

議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14時29分)

議席が決まりましたので、事務局から報告願います。

事務局長　ただいまのくじ引きの結果に基づきまして、議席の決定について報告いたします。

1番・小岸委員、2番・中田委員、3番・辻委員、4番・山本委員、5番・清野委員
6番・梅藤委員、7番・山谷委員、8番・宇南山委員、9番・永田委員、10番・田代委員
11番・小笠原委員、12番・清瀬委員、13番・毛利委員、14番・鈴木委員
15番・林委員、16番・藤岡委員、17番・石崎委員、18番・中澤委員、19番・
佐田委員、20番・森山委員、21番・伊藤委員、22番・貞廣委員、23番・平島委員
24番・青木委員、25番・藤江委員、26番は、会長職務代理者の佐々木委員、
27番は、会長職・中島委員となります。以上です。

議長　　ただ今の報告どおり、議席が決定しましたので任期満了までよろしくお願ひ申し上げます。なお、会議進行の都合上、議席は次の総会から採用することとし、本日は仮議席のままで会議を継続することをご了承願います。

日程第4「地区委員会委員の指名に関する件」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局長　議案書の4ページをお開きください。

地区委員会委員の指名に関する件でございますが、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第2条の規定で、地区委員会の名称と委員定数が定められ

事務局長	おり、川西地区委員会10人以内、川東地区委員会10人以内、穂別地区委員会15人以内とされております。さらに、要綱第5条の規定により地区の委員は、総会において、会長が委員の指名をすることとされておりますので、よろしくお願ひいたします。
議長	お諮りします。会長が指名することに異議はありませんか。
◎	(異議なし)
議長	異議なしと認め、各地区委員の指名を事務局から発表願います。
事務局長	<p>順不同ではありますが、川西地区的委員については、青木茂美委員、伊藤正人委員、永田寿明委員、山谷和彦委員、宇南山浩利委員、鈴木秀子委員、毛利武委員、・中田賢大委員の8名といたします。</p> <p>川東地区的委員については、平島道弘委員、貞廣賢治委員、山本好一委員、清野薰委員、小笠原正実委員、林利輝委員、辻勉委員の7名とさせていただきます。</p> <p>穂別地区的委員については、藤江政利委員、中澤浩委員、石崎代里子委員、森山幸治委員・藤岡健人委員、佐田正彦委員、清瀬利一委員、田代英孝委員、梅藤勝委員・小岸元気委員の10名とさせていただきます。</p> <p>なお、会長と会長職務代理者については、地区委員として所属はしないものの地区委員会には オブザーバーとして随時出席することとなりますのでご承知おき願います。</p>
議長	<p>続いて、日程第5「地区委員会委員長及び副委員長の互選に関する件」を議題といたします。本件はむかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第7条の規定により、地区委員会において互選するものであり、その互選に係る職務は年長の委員が行うこととされておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>会議は、しばらく休憩します。各地区互選後再開します。 (14時36分)</p>
	— 休憩 (地区委員長及び副委員長の互選) —
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (14時47分)</p> <p>各地区の委員会が互選した地区委員長及び副委員長を報告願います。川西地区的青木委員から報告願います。</p>
24番	<p>川西地区委員会から報告いたします。</p> <p>委員長は、私、青木です。副委員長に伊藤正人成委員を互選いたしました。</p>
議長	次に、川東地区的山本委員から報告願います。
4番	<p>川東地区委員会から報告します。</p> <p>地区委員長は、平島委員、副委員長は、貞廣委員を互選いたしましたのでご報告いたします。</p>

議長	次に、穂別地区の田代委員から報告願います。
10番	穂別区委員会から報告します。 地区委員長は、中澤委員、副委員長は森山委員を互選いたしましたのでご報告いたします。
議長	ただ今、各地区の委員会から報告のあったとおり、各地区の委員長及び副委員長が決まりましたのでよろしくお願ひいたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第6「議事録署名委員の指名」ですが、1番・小岸委員と2番・中田委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
議長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第7「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案2件の合わせて5件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えたいと思います。 続いて日程第8 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
主任	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 7月につきましては、議案に記載のとおり、7月6日に川西地区委員会を開催しております。川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑ありませんか。
◎	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第9 報告第2号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主任	報告第2号、むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書7ページから9ページに照会内容がありますが、1番については農地採草放牧

主 任	地と認められること、2番については令和3年4月総会において承認していること、また、いずれにおいても農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更に異議がないとして10ページのとおり回答をしておりますので、ご報告申し上げます。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、質疑ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第10 報告第3号「農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 任	報告第3号、農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 議案12ページをお聞き願いします。 議案12ページ、鶴川地区88名の内、川西地区45名、川東地区43名、13ページ穂別地区44名、合計132名の方が経営移譲年金等を受給してございます。 経営移譲年金や特例付加年金の受給者は毎年6月に支給停止事由に該当しない事を確認するため、現況届の提出をしていただいていますが、全員から提出があり支給停止事由に該当しておらず実態を伴った経営移譲であることを確認しました。 支給停止事由の項目としては、受給者本人が自ら農業を営んでいることなどですが、今後も支給停止事由に該当しないことを皆様の日頃の点検等からお願ひし、何かあれば相談や情報提供をお願いいたします。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、質疑ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第11 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
◎	(異議なし)
主 任	議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書15ページから、利用権設定1件です。

主 任	<p>1番につきましては、4月総会において合意解約を行い、その後地区協議を行った結果、新たに●●さんへ農地の集約化を行うこととなったため、利用権を設定するものです。以上、利用権設定1件5筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>図面につきましては、議案書16ページに添付しておりますので、ご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑ありませんか。</p>
◎	(異議なし)
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第12 議案第2号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>議案第2号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書18ページをお開き願います。</p> <p>公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。</p> <p>1番の申請地は、願出人の●●さんの所有地ですが、公簿地目が農地となっており願い出を受けたものです。</p> <p>2番の申請地は、願出人の●●さんの所有地ですが、公簿地目が農地となっており、願い出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、1番は宅地化、2番は雑種地化しており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。以上2件、19ページから20ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますよう お願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
24 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>1番の申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、宅地化など、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>

26 番	現地を確認してきましたので報告します。 2番の申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、雑種地化など非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
議長	これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑ありませんか。
◎	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、これで第7期第1回むかわ町農業委員会を閉会したいと思います。皆様大変お疲れ様でした。